



製造物責任について

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

先日、ある電機メーカーの電気洗濯機が使用中に発火したとの報道がありました。このような場合、メーカーには製造物責任の問題が生じると聞きましたが、製造物責任とは具体的にどのようなものなのでしょうか。

1 製造物責任の考え方

不具合のある工業製品を使用して損害を生じたような場合、被害者としては、本来はその工業製品を取得した相手（売主等）に対し、取得にかかる契約上の法的責任として瑕疵担保責任（民法570条）や債務不履行に基づく損害賠償請求（民法415条）を追及するのが原則です。

しかし、現代社会においては、大量生産販売される工業製品を日常生活のあらゆる場面で使用、消費しており、安全性に欠けた製品が市場に出た場合、消費者の生命、身体などに被害を受けるおそれが大きくなり、このような場合に取得した相手（売主等）に対する請求を認めるだけでは、消費者被害の救済が図られない場合があります。

このような消費者被害の救済のために、安全性に欠けた製品から生じた損害の賠償責任については、消費者との直接の契約関係はなくとも製造業者に負担させるべきだとの考え方が生まれ、さらに「過失」の有無を問わずに製品の客観的性状である「欠陥」を要件として損害賠償責任を課すと

いう考え方が生まれてきました。これがいわゆる「製造物責任」の考え方であり、この製造物責任の考え方にに基づき、製造物責任法が制定されています。

製造物責任法（以下「法」といいます）は6条からなっていますが、「製造物」の「欠陥」を要件として、「製造業者」に損害賠償責任を負わせるところにポイントがあります。

2 「製造物」とは

製造物とは、製造又は加工された動産をいいます（法2条1項）。

動産（有体物）であることを要するので「電気」「音響」「熱」等の無体物は対象とならず、「サービス」も対象となりません。

また、製造又は加工を要件とするので、未加工の農水畜産物や採掘されたままの鉱物は対象となりません。

3 「欠陥」とは

欠陥とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいいます（法2条2項）。

この欠陥は、「製造上の欠陥」「設計上の欠陥」「指示・警告上の欠陥」の3つに類型化されています。

(1) 製造上の欠陥

製造過程に欠陥があり、安全性を欠く場合がこれにあたります。近時の判例では、自転車に乗車して走行中、自転車の前部と後部を接続する部分の溶接箇所が突然折れたために転倒し傷害を負った事案につき、溶接不良があったとして製造上の欠陥を認めたものがあります（東京地裁平成20年8月29日判決）。

(2) 設計上の欠陥

製造過程には欠陥がないものの、設計そのものに危険があり、そのために製品の安全性を欠く場合がこれにあたります。近時の判例では、丸形カプセル入り玩具のカプセルを二歳児が誤飲し窒息状態となり後遺症を生じた事案につき、当該カプセルは三歳未満児の口腔に入る危険性があったのであるから、口腔から取り出しやすくするために、角形ないし多角形とし、表面が滑らかでなく、緊急の場合に指や医療器具に掛かりやすい粗い表面とする、また気道確保のために十分な径を有する通気口を複数開けておく等の設計が必要であったとして設計上の欠陥を認めたものがあります（鹿児島地裁平成20年5月20日判決）。

(3) 指示・警告上の欠陥

本体その製造物が有する危険性について事故を防止あるいは回避するための適切な情報を与えなかった場合がこれにあたります。

不適切な利用方法により危険を生じる製造物であっても、適切な利用方法であれば安全であり、かつ一定の効用を有するものであれば、当該製造物が流通すること自体は是認できると考えられます。しかし、そのような場合には、不適切な利用方法により危険を生ずることのないよう指示・警告を付することで、不適切な利用方法がとられないよう注意すべきであり、具体的には取扱説明書や警告ラベル、パンフレット配布等による対応が求められます。このような指示・警告が不十分で

あった場合に、指示・警告上の欠陥があるとされることがあります。

近時の判例では、焼却炉の燃焼中に灰出し口を開いたため、バックファイヤーが発生し火災を生じた事案につき、当該焼却炉の製造業者としては、焼却炉の燃焼中に灰出し口を開けてはならず、これを開けた場合にはバックファイヤーが発生して火災が炉外に噴出する危険性があることについて指示、警告する必要があったにもかかわらず、当該焼却炉の取扱説明書にも、当該焼却炉に貼付されたステッカーにもその危険性について何ら言及がなされていなかったとして、指示・警告上の欠陥を認めたものがあります（名古屋高裁金沢支部平成19年7月18日判決）。

今後、この指示・警告上の欠陥が問われる事案が増えていくものと考えられ、製造業者の側としても特に留意する必要があると思われます。

4 「製造業者」とは

製造業者とは、当該製造物を製造、加工又は輸入した者をいいます（法2条3項1号）。

そのほかにも、自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその指名、商号、商標その他の表示をした者や、当該製造物にその製造業者であると誤認させるような氏名等の表示をした者も製造物責任を負うこととなります（法2条3項2号）。

5 損害賠償の範囲

製造物責任法に基づく損害賠償の範囲は、製造物の欠陥により生じた他人の生命、身体又は財産の損害ですが（法3条）、製造物自体のみの損害にとどまる場合は対象となりません。

ご質問にあった電気洗濯機の例で言えば、電気洗濯機から出火して建物を焼失したような場合は、その建物の損害は製造物責任法の損害賠償の対象となりますが、出火によって内部の回路が損傷しただけで、電気洗濯機が使用不能になったにとどまるような場合、製造物責任法による損害賠償の対象とはなりません。このような場合、消費者としては、売主に対する瑕疵担保責任や債務不履行責任を追求して被害の回復を図ることとなります。